

提出日：平成28年11月28日

担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3952〕

① 件名
在宅被災者に係る仙台弁護士会との業務委託について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<b>【背景】</b> 東日本大震災により被災した世帯の内、以前から住んでいた住宅が損壊し、当該損壊住宅を補修していない、若しくは一部未補修で、劣悪な環境の住宅で現在も生活している世帯等のいわゆる在宅被災者に必要な支援が行き届いていない等、在宅被災者問題として提起されている現状にある。 <b>【目的】</b> 在宅被災者等の現状を把握し、適切な被災者支援を実施するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<b>【根拠法令】</b> <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年12月 在宅被災者簡易調査の実施 平成28年 1月 仙台弁護士会と在宅被災者について意見交換 平成28年 4月～ 仙台弁護士会と業務委託について協議 平成28年 6月 被災者自立再建促進プログラムに在宅被災者の把握と支援について明記
⑤ 主な内容
仙台弁護士会では災害復興支援特別委員会を設置し、災害ケースマネジメントなどの取り組みの報告や在宅被災者出張相談会を開催するなど独自に活動してきた経過があり、在宅被災者の実体調査とその支援についても継続して行うことを確認したことから、在宅被災者の実体調査等について仙台弁護士会に業務委託するもの。 <b>【委託内容】</b> 1 委託期間 平成28年12月1日～平成29年3月31日 2 実施対象 被災住宅（半壊以上を基本）の補修が未完了で、劣悪な環境で生活している世帯等 3 委託項目 (1) 在宅被災者等の調査把握 (2) 在宅被災者等の支援方針策定支援 (3) 在宅被災者等の個別法律相談 (4) 在宅被災者等のケース診断会議支援 (5) その他、在宅被災者等への支援に関し、必要とする事項 <b>【調査対象例】</b> ア 壁や屋根の損壊により、雨漏りや外気が住空間に入り込む等、生活するに支障あると思われる住宅 イ 安全上、防犯上の問題が解消されていない住宅等
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
在宅被災者等の実態調査を効率的に行い、現状と課題を把握するとともに、きめ細かい支援、適切な被災者支援の実施について、効果が期待できる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
在宅被災者に係る仙台弁護士会への業務委託は本市が初めてのことである。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成28年11月29日契約予定